

別添 (8)

公社は、その行なう事業の規模、内容により、予決令第99条第21号にいう「事業者」に該当するものとして取り扱われうる。

(説明)

同号の適用があるものとされる事業の規模、内容を敷えんすれば

- (i) 市街地の高度利用その他健全な市街地の開発に資するところが大きい事業であること。
- (ii) 一団地につき大量の住宅又は宅地の供給を行なう事業であること。
- (iii) できうべくんば、都市計画事業として行なわれる事業であること。